

公調委平成25年（ゲ）第2号 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件（以下「第1事件」という。）

公調委平成25年（ゲ）第14号 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件（以下「第2事件」という。）

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

## 第1 当事者の求める裁定

### 1 申請人ら

#### (1) 第1事件

第1事件申請人が居住する〇〇区●●の住民の発がん率の増加は、株式会社△△が起こした火災事故（消火剤1400ℓ使用）で流出した多量の廃油及び廃塗料により地下水が汚染されたにもかかわらず、被申請人がこれを認識しながら対策を講じることなく放置したため、住民が汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことによるものである、との原因裁定を求める。

#### (2) 第2事件

第2事件申請人らが発がんを発症したのは、株式会社△△が起こした火災事故（消火剤1400ℓ使用）で流出した多量の廃油及び廃塗料により地下水が汚染され、第2事件申請人らが汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことについて、被申請人がこれを認識しながら対策を講じることなく放置したことによるものである、との原因裁定を求める。

### 2 被申請人

#### (1) 本案前の答弁（第1事件について）

第1事件申請人の裁定申請を却下する。

(2) 本案の答弁

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、静岡市〇〇区●●（以下「●●地区」という。）に居住する申請人らが、産業廃棄物処理業者である株式会社△△（以下「△△」という。）が起こした廃棄物処理施設の火災事故で流出した多量の廃油及び廃塗料によって地下水の汚染が生じたにもかかわらず、被申請人において対策を講じることもなくこれを放置したため、その地下水を井戸として利用している●●地区の住民が汚染された井戸水を飲用するなどして摂取したことにより発がん率が増加し、第1事件申請人が発がんのリスクを負うという精神的苦痛を受けたとして、また、第2事件申請人らががんを発症したとして、それぞれ原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 申請人らは、いずれも●●地区に居住する住民である。

第1事件申請人（以下「申請人A」という。）は、別紙図面③付近に居住しており、自宅付近に井戸を設置して生活用水として利用していたところ、平成10年ころから、新たに別紙図面③の井戸（以下「申請人A所有の井戸」という。）を設置して生活用水として利用している。

第2事件申請人B（以下「申請人B」という。）を除く第2事件申請人らは、昭和47年ころに別紙図面⑤の共同井戸（以下「共同井戸」という。）を設置して生活用水として利用していた。

申請人Bは、共同井戸を利用していないが、共同井戸付近に居住しており、個人で同地区に井戸（以下「申請人B所有の井戸」という。）を設置して生活用水として利用している。

(2) △△は、昭和53年6月、静岡市□□（現〇〇区□□）■番地の1（別

紙図面の「△△」と記載された場所)において、産業廃棄物処理業を開始し、産業廃棄物や廃油等を焼却処理していた。

△△は、申請人A所有の井戸、共同井戸及び申請人B所有の井戸など●●地区にある井戸の上流側に位置しており、△△と申請人A所有の井戸との距離は約200m、△△と共同井戸との距離は約900mである。(甲5、6の2・3)

- (3) 平成元年9月13日、△△作業場において、火災事故が発生した(以下「本件火災事故」という。)。消火作業では、消火剤1400ℓが使用された。

本件火災事故後も、申請人らは、上記(1)記載のとおり、申請人A所有の井戸、共同井戸及び申請人B所有の井戸を利用し続けた。(甲6の2)

- (4) 被申請人は、平成10年8月7日、●●地区内の井戸の水質調査を実施したところ、トリクロロエチレンが0.0018mg/ℓ、テトラクロロエチレンが0.0018mg/ℓ、cis-1,2-ジクロロエチレンが0.0010mg/ℓ検出された。上記化学物質を対象とした水質調査はこれまで実施されておらず、上記化学物質は●●地区において検出されたことがなかった。

被申請人は、同年9月29日、●●地区の井戸4箇所について水質調査を実施したところ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、cis-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどが検出されたが、いずれも地下水に係る水質汚濁の環境基準値を下回っていた。

被申請人は、平成12年11月7日、●●地区の井戸など3箇所について水質調査を実施したところ、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンなどが検出されたが、いずれも地下水に係る水質汚濁の環境基準値や水質基準に関する省令に定める水道水質基準値を下回っていた。(乙6、8、10)

- (5) 被申請人は、その後も、●●地区における申請人A所有の井戸や共同井戸

ほか複数の地点の井戸水の水質調査を実施したが、地下水に係る水質汚濁の環境基準値や水道水質基準値を超える化学物質は検出されなかった。（甲10，乙14，20，23，25，37ないし47）

## 2 当事者の主張

### 【申請人らの主張】

- (1) 本件火災事故により△△作業場周囲の敷地に野積みされていた廃油入りドラム缶約200本，18ℓ缶約200本及びプラスチック類が全焼・流出した。これにより廃油，廃塗料等に含まれた四塩化炭素，cis-1，2-ジクロロエチレン，1，1，1-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，クロロホルムといった有機塩素化合物及び鉛が地下水を汚染した。
- (2) 被申請人が平成10年以降に実施した水質調査の結果，共同井戸から有機塩素系化合物や鉛などが検出された。

また，被申請人が平成15年9月30日に実施した水質調査の結果，申請人A所有の井戸では，テトラクロロエチレンが地下水に係る水質汚濁の環境基準の上限値である0.01mg/ℓ検出され，平成18年11月29日に実施した水質調査の結果，申請人A所有の井戸では，四塩化炭素，cis-1，2-ジクロロエチレン，1，1，1-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，クロロホルムといった6種類の有機塩素系化合物と鉛が検出された。

たとえ環境基準値以下であったとしても，同じ種類の物質が複数回検出されていることやcis-1，2-ジクロロエチレンは長く土壤中にあったトリクロロエチレンが分解してできることから複合汚染と考えて環境基準値を上回っていると考えべきである。

また，平成15年以降の水質検査の結果は，数値が低くなってきていることに照らすと，平成15年よりも前において地下水の水質汚濁は環境基準値

を上回っていたと推測できる。

以上によれば、申請人らは、環境基準値を上回った発がん性があるといわれる有機塩素系化合物や鉛を含有する井戸水を飲用するなどして摂取したことになる。

- (3) 今日現在、申請人Aはがんを発症していないが、いつ発症するか分からない状況にある。家族全員が発がんというリスクを背負ってしまったという事実の精神的苦痛は計り知れない。また、第2事件申請人らは、直腸がん、胃がん、子宮体がん及び甲状腺がんになり患した。
- (4) 申請人Aの精神的苦痛及び第2事件申請人らのがんのり患は、本件火災事故で流出した廃油及び廃塗料により地下水が汚染されたにもかかわらず、被申請人が対策を講じることもなくこれを放置したことによるものである。

#### 【被申請人の主張】

- (1) 第1事件に関する本案前の主張

申請人Aにはがんを発症している等の具体的な健康被害が生じているわけではなく、申請人Aは原因裁定の申請適格を有しないから、その裁定申請は不適法なものであり、却下されるべきである。

- (2) 本案の主張

ア 本件火災事故に関する実況見分調書（乙2）には、ドラム缶や180缶の内容物が流出したとの記載はない。また、本件火災事故翌日に消防本部予防課危険物係が行った危険物に関する調査結果報告書（乙3）にも、本件火災事故により廃油の流出があったとの記載はない。

同調査結果報告書の写真を見る限り、変形したドラム缶は確認できるが、破裂したドラム缶は確認できず、破裂したドラム缶は極めて少数であったと推察される。

以上によれば、本件火災事故によりドラム缶や180缶に保管されていた廃油が多量に流出した事実は認められない。

イ 被申請人が実施した水質調査の結果、申請人A所有の井戸や共同井戸から、四塩化炭素、cis-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛などが検出されており、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び鉛については、人に対する発がん性がおそらくあり、又は疑われる物質である。

しかし、水質調査の結果では、これらはいずれも環境基準値以下の数値であるから、この程度の物質を含んだ地下水を摂取していたとしても、そのことによりがんを発症するとはいえない。1, 1, 1-トリクロロエタンは発がん性について分類できない、cis-1, 2-ジクロロエチレンは発がん性に関しては情報が無いとされているため、これら2物質はがんを発症する原因とはなり得ない。がんの発生については、様々な要因が考えられるが、遺伝や食生活などの生活習慣による影響が大きいことなども考慮すれば、申請人Aが従前負っていなかった発がんのリスクを負うことになったともいえない。

複合汚染などに関する申請人らの主張は科学的根拠を欠いた憶測にすぎない。

### 第3 当裁定委員会の判断

#### 1 申請人Aの裁定申請の適法性について

申請人Aは、発がん性のある化学物質を含有する井戸水を飲用するなどして摂取し、これにより発がんのリスクを背負ったという精神的苦痛を被った旨を主張している。この主張内容に照らせば、申請人Aの裁定を求める事項は、発がん性のある化学物質を含有する井戸水を飲用するなどして摂取したことによって、上記のような発がんのリスクが発生したことによる精神的苦痛という被害と被申請人の地下水の汚染を放置した行為との因果関係の存否であると理解することができる。

そうすると、申請人Aは、自らの精神的苦痛という被害と被申請人の行為との因果関係の存否について裁定を求めていると理解することができるので、その裁定申請が申請適格を欠く不適法なものとはいえない。

## 2 ●●地区における井戸利用者の井戸水の摂取とがんの発症との因果関係について

### (1) 認定事実

#### ア 被申請人による井戸の水質調査の結果等

(ア) 申請人らが地下水汚染の原因物質と主張する四塩化炭素，cis-1，2-ジクロロエチレン，1，1，1-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，クロロホルム及び鉛についての申請人A所有の井戸，共同井戸，別紙図面②の井戸及び別紙図面⑦の井戸における被申請人による水質調査の結果は，別表1ないし4記載のとおりである（物質名の括弧内の記載は，四塩化炭素，cis-1，2-ジクロロエチレン，1，1，1-トリクロロエタン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン及び鉛が地下水の水質汚濁に係る環境基準値であり，クロロホルムが水道水質基準値である。なお，トリクロロエチレンについては上記環境基準値が平成26年11月17日に0.03mg/ℓ以下から0.01mg/ℓ以下に改正された。以下，これらを併せて「基準値」という。）。

申請人A所有の井戸は，平成15年9月30日から平成24年12月6日までの間，17回の水質調査が実施されたところ，テトラクロロエチレンが平成15年9月30日の水質調査において0.01mg/ℓと基準値の上限値で検出されたが，同日の水質調査における他の原因物質及び他の調査日における原因物質の全てにおいて基準値を下回っているか，定量下限値未満であった。

共同井戸は，平成16年3月9日から平成24年12月6日までの間，

16回の水質調査が実施されているが、全ての調査・原因物質において基準値を下回っているか、定量下限値未満であった。

別紙図面②の井戸は、平成15年9月30日から平成24年12月6日までの間、16回の水質調査が実施されているが、全ての調査・原因物質において基準値を下回っているか、定量下限値未満であった。

別紙図面⑦の井戸は、平成10年9月29日から平成24年12月6日までの間、16回の水質調査が実施されているが、全ての調査・原因物質において基準値を下回っているか、定量下限値未満であった。

(イ) 申請人Bは、水質検査を実施した以降も井戸水を生水のまま飲用水として利用しており、共同井戸の利用者も申請人Bと同様に井戸水を飲用水として利用していたが、申請人Aは、平成15年9月30日に実施した水質調査の結果を受け、飲用水については井戸水を煮沸したり、市販のものを購入したりしていた。

なお、申請人Bを除く第2事件申請人らは、平成26年ころから、上水道が敷設されたことにより、飲用水を含め生活用水は全て上水道に切り替え、共同井戸を利用していない。

#### イ 申請人らの主張する原因物質の発がん性

発がん性物質の摂取による発がん性評価の分類基準は複数あるが、世界保健機関（WHO）の下部組織である国際がん研究機関（IARC）によるリスク評価がよく使われている。これは発がん性の評価の高いものから発がん性のないものまで順にGroup 1から4（Group 2はさらにAとB）に分類されている。これによると、cis-1, 2-ジクロロエチレンは発がん性評価の対象にはなく、トリクロロエチレンはGroup 1（ヒトに対して発がん性がある）、テトラクロロエチレン及び鉛はGroup 2 A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）、四塩化炭素及びクロロホルムはGroup 2 B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）、



1, 1, 1-トリクロロエタンはGroup 3（ヒトに対する発がん性について分類できない）に分類されている。トリクロロエチレンは、腎臓及び肝臓のがんと関連性が示唆されるほか、ホジキン及び非ホジキンリンパ腫のリスクも高いとされている。テトラクロロエチレンは、腎臓及び肝臓のがんほか、非ホジキンリンパ腫のリスクが高いことが報告されている。

（甲21，職1）

ウ ●●地区における井戸利用者のがんの発症・死亡状況

(ア) 西本寛専門委員は、申請人Aが●●地区における井戸利用者（共同井戸利用者31戸，個人所有の井戸利用者4戸（うち3戸は申請人B所有の井戸，別紙図面②の井戸，別紙図面⑦の井戸の各利用者））に対して実施したがんの発症に関する調査（甲20）に基づき，平成3年から平成24年までの間の●●地区のがんに関する標準化死亡比，がんに関する標準化り患比及びがん以外に関する標準化死亡比を算出した。

(イ) まず，平成3年から平成24年までの間における各年ごとにおける●●地区における井戸利用者の人口を算出した。これは，●●地区の5歳階級別・町名別人口（総数・推移）に，平成24年度における井戸利用者の●●地区全体に占める人口比率（ $77 \div 310$ ）を乗じて求めた（表1）。なお，平成11年以前は利用できる●●地区の人口統計データがなかったため，平成12年の値を用いることとした。

そして，申請人Aの調査に基づいて，平成3年から平成24年までの間における各年ごとについて●●地区における井戸利用者の全死亡者数，がんによる死亡者数及びがんのり患者数（表2）を認定した上，がんに関する標準化死亡比，がんに関する標準化り患比及びがん以外に関する標準化死亡比を算出した（表3ないし5）。

(ウ) 平成3年から平成24年までの間におけるがんに関する標準化死亡比は2.42（95%信頼区間1.36：4.00），平成3年から平

成22年までの間におけるがんに関する標準化り患比は1.76（95%信頼区間1.04：2.78）であり、この値は95%信頼区間の下限値が全国値と変わらないことを意味する1.00を超えていることから、●●地区における井戸利用者のがん死亡比、がんり患比とも統計学的に全国値に比べて有意に高いという結果であった。

他方、平成3年から平成24年までの間におけるがん以外に関する標準化死亡比は、1.24（95%信頼区間0.77：1.90）と95%信頼区間が1をまたいでいることから、統計学的に●●地区における井戸利用者のがん以外の死亡率が高いとはいえなかった。

さらに、人口統計データの推定により誤差が生じている可能性に鑑み、●●地区の実際の人口統計データを用いて計算できる平成12年以降の標準化比を算出したところ、同年から平成24年までの間におけるがんに関する標準化死亡比が3.01（95%信頼区間1.50：5.39）と、●●地区における井戸利用者のがん死亡比は95%信頼区間の下限値が1.50以上であることから統計学的に全国値に比べて有意に高いという結果であったが、平成12年から平成22年までの間におけるがんに関する標準化り患比が1.70（95%信頼区間0.81：3.12）、平成12年から平成24年までの間におけるがん以外の原因での死亡に関する標準化死亡比は、1.35（95%信頼区間0.72：2.32）という結果であり、がんり患比及びがん以外の死亡比では全国値に比べて有意に高いとは認められなかった。

もっとも、平成13年から平成22年の10年間のがんに関する標準化死亡比は、2.11（95%信頼区間0.78：4.60）と全国値に比べてがんの死亡率が有意に高いとはいえ、平成12年に3名ががんで死亡したことが同年から平成24年までの間におけるがんに関する標準化死亡比の算出結果に大きく影響していることが示唆された。

(以上につき、甲20、職1、審問の全趣旨)

(2) 因果関係の存否について

ア 申請人らの主張する原因物質のうち、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロホルム及び鉛については発がん性があることは否定できない。そして、●●地区における井戸利用者についての平成3年から平成24年までの間におけるがんに関する標準化死亡比及び平成3年から平成22年までの間における標準化り患比は、統計学的に全国値に比べて有意に高いという結果が得られている。

しかし、鉛は自然界に存在する物質である上、本件火災事故前の水質調査の結果が存しないから、これが本件火災事故後に地下水を汚染したとまでは断定できない。

水質調査実施以降は、申請人A所有の井戸及び共同井戸ほか●●地区における井戸の水質調査では、上記化学物質が基準値を超える濃度で検出されたことはなく(上記(1)ア)、水質調査実施以降に限ってみれば、井戸水を摂取していたとしてもがんを発症するおそれが高いとはいえない。そして、上記(1)ウ(ウ)のとおり、●●地区の実際の人口統計データを用いて計算できる平成12年以降からの標準化り患比及び標準化死亡比を算出したところ、がんり患比では有意差は認められていない。また、がん死亡比についても、平成12年に3名ががんで死亡したことが統計学的に全国値に比べて有意に高いという結果に影響していることが示唆されているものの、以後がんの死亡が漸増傾向にあるわけではない。このようながんに関する標準化死亡比等の分析結果からは、●●地区における井戸利用者について、がん全体では全国と比べてがん死亡及びがんり患が多いことが推測されるものの、がんのり患数及び死亡数の推移に一定の傾向は認められない。

なにより、同一の原因によって発がんに至ったならば、通常はがんの発症部位や性質等に何らかの共通性がみられるところ、前記申請人Aの実施

した調査（甲20）によれば、●●地区における井戸利用者に発症したとされるがんは、肺がん4名、大腸がん（直腸がんも含む。以下も同様である。）6名、胃がん3名、甲状腺がん2名、リンパ腫2名、子宮体がん1名、胆管がん1名、皮膚がん1名である（そのうち共同井戸利用者については、肺がん3名、大腸がん5名、胃がん3名、甲状腺がん2名、リンパ腫2名、子宮体がん1名、胆管がん1名、共同井戸利用者以外の井戸利用者については、大腸がん1名（申請人B）、肺がん1名（別紙図面②の井戸利用者）、皮膚がん1名（別紙図面⑦の井戸利用者）である。このように、井戸利用者のがんを発症したとされる部位は多様である上、発がん性のある物質との関連性も明らかではない。また、発がん性物質のばく露からがんの発症までの潜伏期については、確たる科学的データが存しないものの、一般には、白血病やリンパ腫などの血液系腫瘍では最短で2年から3年、胃がんや大腸がんなどの固形がんでは7年から10年ほどと想定されているところ（職1）、廃液等で汚染された地下水が流下するまでに一定程度の年月を要することをも考慮すれば、少なくとも平成3年から平成7年に発症したとされる4名（いずれも共同井戸利用者で、発症したとされるがんは胆管がん、肺がん、胃がんである。）については、本件火災事故による地下水汚染を原因とするには発症に要する年数が短く、がんの発症が本件火災事故後の井戸水の摂取によるものとは考え難い。さらに、井戸利用者のがんを発症したとされる時の年齢は20代が1名、40代が1名、50代が3名、60代が7名、70代が5名、80代が2名、90代が1名と50歳以上の者が多く、このことはがんの発症は加齢とともに高くなるという一般論に符合する。

このように、井戸利用者のがんを発症したとされる部位の多様性、その発症したとされる時期や発症したとされる時の年齢に鑑みると、第2事件申請人らを含む井戸利用者のがんに罹患したとしても、その原因が発がん

性のある化学物質を含有する井戸水を摂取したことによるものとまでは認めることができない。

イ 申請人らは、複合汚染と考えて環境基準値を上回っていると考えられるべきであるなどと主張するが、現時点ではこれを裏付ける的確な証拠はない。

また、申請人らは、水質検査の数値が年々低くなってきていることに照らすと、水質調査実施前において地下水の水質汚濁は環境基準値を上回っていたと推測できるなどと主張する。

しかしながら、地下水の化学物質の濃度が時の経過によって低減することは否定できないものの、そのことから直ちに水質調査実施前に環境基準値を超えるほどの濃度であったと推認することはできない。仮に環境基準値を超えるほどの発がん性のある化学物質を含有した井戸水を摂取していたとしても、上記アで指摘したがん発症部位の多様性、がんの発症時期及びがん発症時の年齢について合理的な説明をすることは困難であるというべきである。

ウ 以上認定説示したところに加え、がんの発症については食生活などの生活習慣や加齢等の様々な要因が考えられ、その発症機序も多様であることも考慮すると、本件火災事故後の井戸水の摂取とがんの発症との間に因果関係があるとは認められない。

### 3 結論

以上によれば、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないから、棄却することとし、主文のとおり裁定する。

なお、既に説示したとおり、本件火災事故後の井戸水の摂取とがんの発症との間に因果関係は認められず、他の原因も特定されていないものの、西本寛専門委員のがんの標準化死亡比等の分析結果によれば、●●地区においては、がん全体ではがん死亡及びがんり患が多いことが示唆されているのであるから、被申請人としては、今後さらに●●地区の疫学的特徴等を精査するとともに●

●地区におけるがん検診を積極的に推進するなどの対策を講じ，がんの早期発見に努めることが要請される。

平成27年10月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 吉村英子

裁定委員 富樫茂子

裁定委員 山崎勉

(別紙類省略)